

玉名市 3D 点群インフラ管理システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「玉名市 3D 点群インフラ管理システム構築業務委託」（以下「本業務」という。）を行う事業者について公募型プロポーザル方式により、適正かつ公正な方法で委託先を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 目的

本業務は、玉名市全域点群データをベースに各インフラ台帳と連携させたクラウドサービス形式の玉名インフラデジタルデータベースシステム（仮称）の構築及び運用保守を行うものである。3D 都市モデル「PLATEAU」で構築された 3D 都市モデル及び付随したシミュレーションデータも可視化を可能とし、視覚的な直観性があり点検・メンテナンスの効率化を図る。

本業務に当たり、3D 都市モデルの取扱いや点群データに対して豊富な知識や経験、技術力等の支援が必要であるため、これらを兼ね備えた者を公募型プロポーザル方式により適正かつ公正に選定することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 業務名 玉名市 3D 点群インフラ管理システム構築業務委託
- (2) 業務内容 別紙「玉名市 3D 点群インフラ管理システム構築業務委託仕様書」以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 提案上限額 24,750,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※消費税及び地方消費税の税率は、10%として計算すること。

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 選定方法

- (1) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (2) 契約方法 本業務に係る委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）によって選定された優先交渉権者（最優秀提案者）と本市の間で協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結する。なお、優先交渉権者（最優秀提案者）としての特定方法については、「11 提案の選定及び特定の方法」のとおりとす。
- (3) 交渉権 優先交渉権者（最優秀提案者）との協議が不調となったと判断した場合

合は、次順位者と委託契約締結に向けた交渉を行う。

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、本要領を遵守した上で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）に該当していないこと。
- (2) 公共団体から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税のインボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員ではないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (7) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (8) 過去 5 年以内（令和 2 年度から令和 6 年度）に、日本国内における同種業務（※1）の実績があること。
- (9) 次のいずれかの制度を有していなければならない。
 - ① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会プライバシーマーク制度（PMS）
- (10) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、管理技術者及び照査技術者は次のいずれかの資格を有する者を本業務に配置できること。
 - ① 空間情報総括監理技術者
 - ② 地理情報標準認定資格（上級）
 - ③ 測量士
 - ④ 技術士 建設部門（都市及び地方計画）

（※1）国土交通省が推進する都市デジタルツインプロジェクト「PLATEAU」のユースケース開発又は点群データを活用した維持管理システム構築

なお、団体グループで参加する場合、他の団体グループの構成員となり又は単独で参加することはできない。

6 実施スケジュール

内 容	日 程
質問提出期限	令和7年5月16日（金）
質問回答日	令和7年5月21日（水）
参加表明書提出期限	令和7年6月 5日（木）
審査（プレゼンテーション）通知	令和7年6月12日（木）
企画提案書等提出期限	令和7年6月19日（木）
プレゼンテーション及び質疑応答	令和7年6月24日（火）
選定結果通知	令和7年6月下旬
委託契約締結日	令和7年7月上旬

※ 本業務についての説明会は実施しない。

7 質問の提出及び回答

- (1) 質問の内容 本業務に関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び選定に関する質問は一切受け付けない。また、電話及びファックスでの質疑応答は行わない。
- (2) 提出期限 令和7年5月16日（金）17時（必着）
- (3) 提出方法 郵送又は電子メール
- (4) 提 出 先 玉名市建設部都市整備課
- (5) 回答方法 令和7年5月21日（水）17時までに市ホームページ上で公表
- (6) 様 式 質問書（様式第1号）を使用すること

8 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限 令和7年6月 5日（木）17時（必着）
- (2) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）
- (3) 提出先 玉名市建設部都市整備課
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式2-1又は様式2-2） 1部
 - ② 会社概要書（様式3） 1部
 - ③ 玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱に関する誓約書（様式4） 1部
 - ④ 同種業務実績（任意様式）8部（正本1部、副本7部）、A4版両面印刷、5ページ以内）
 - ⑤ 直近3年分の決算資料（貸借対照表、損益計算書等）各1部
 - ⑥ 玉名市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては、都税）の

滞納がないことの証明書 1部

- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税に関する証明書 1部
- ⑧ 消費税のインボイス制度における適格請求書発行事業者の登録通知書の写し 1部
- ⑨ 配置予定技術者等の経歴等（様式5）
管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者について、それぞれ作成することとし、技術者の資格を証明する資料（資格証の写し等）を添付すること。
- ⑩ 団体グループで参加する場合は、団体グループ協定書（構成員の代表、分担業務、代金請求、受領団体等を明らかにした書類） 1部
- ⑪ 委任状（様式6 ※団体グループで参加する場合のみ） 1部

なお、団体グループで参加する場合は、代表者は提出書類をすべて揃え、その他の構成員は提出書類②③⑤⑥⑦を提出すること。

9 参加資格の審査

参加資格の選定結果は、令和7年6月12日（木）までに、参加表明書の提出者に対して通知する。

なお、参加表明書の提出者が4者を超えた場合には、参加資格要件を確認するとともに、以下の評価基準により審査し、4者選定する。

評価項目	評価の着目点		配点
企業の業務実績	企業の業務実績	国又は地方自治体から同種業務の実績状況	15
	地域精通度	本市からの業務実績等	10
技術力と業務実力	管理技術者	技術者が有する技術者資格	3
		過去5年間の同種業務の実績状況	7
	照査技術者	技術者が有する技術者資格	3
		過去5年間の同種業務の実績状況	7
	担当技術者	過去5年間の同種業務の実績状況	5
配点合計			50

10 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限 令和7年6月19日（木）17時（必着）
- (2) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）
- (3) 提出先 玉名市建設部都市整備課
- (4) 提出書類
 - ① 企画提案書（任意様式にて(5)に掲げる構成に従い作成すること）8部（正本1部、副本7部）

- ② 業務見積書（任意様式にて消費税額、税抜、税込価格を併せて表記すること） 8 部（正本 1 部、副本 7 部）
- (5) 企画提案書の構成について
- 表紙、目次、本編で構成すること。A4 版横、横書き、両面印刷、左綴り、本編 20 ページ以内とすること。なお、白黒印刷・カラー印刷のいずれでも可とする。
- ① 表紙
- 題名に「玉名市 3D 点群インフラ管理システム構築業務委託企画提案書」と記述し、正本にのみ事業者名を記載すること。
- ② 目次
- 参照先のページ番号を記載すること。
- ③ 業務の全体計画
- ア 業務の実施方針
- イ 業務の実施体制（人員や各業務における役割、担当者の業務経験等も加味し作成すること。）
- ウ 実施スケジュール
- ④ 業務内容に関する企画提案
- 利用する 3 次元プラットフォームやシステムの妥当性、点群データ活用案等について確認できるよう、具体的に示すこと。
- (6) プレゼンテーション及び質疑応答
- ① 開催日時 令和 7 年 6 月 2 4 日（火） 9 時 3 0 分から
- ② 開催方法
- ア プレゼンテーションの時間は 20 分以内、内容に関する質疑応答の時間は 20 分程度とする。
- イ プレゼンテーションの発表者は 3 人以内とする。
- ウ 使用する説明資料は、提出された企画提案書及び関連する映像資料のみとする。プレゼンテーションに機材が必要な場合は、各自が準備すること。映像資料については、発表者の任意のタイミングで再生するものとし、スクリーンは事務局で用意する。
- エ プレゼンテーションの実施順番は、企画提案書の受付順とし、提案者には開催通知にて事前に順番、集合時間等を通知する。
- オ オンラインでの開催となった場合は、提案者に事前通知をする。
- カ 出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

11 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション参加等に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 提案書の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提案者に無断で本業務以外に使用しない。なお、選定及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 正本にのみ事業者名を記載し、副本には事業者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- (6) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (7) 企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションにより、提案者の提案力や業務理解度などを判断するが、本公募型プロポーザルによる受注者の提案内容を全て実施することを保証するものではない。また、提案内容については、事業者が提出する業務参考見積書の金額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。
- (8) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を担当部署へ持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、書留郵便に限る。
（郵送の場合は、8（1）の期限必着）

12 提案の選定及び特定の方法

- (1) 選定委員会の構成
本要綱において、選定委員会を設置する。選定委員会は、庁内の関係部課長等7人で組織する。
- (2) 選定方法
企画提案書の選定は選定委員会において、下記（4）で示す評価基準を基に審査を行うものとする。
- (3) 特定の方法
選定委員会では、7人の委員がそれぞれ100点満点で評価し、7人の点数の合計点数（700点満点）が最も高い優先交渉権者（最優秀提案者）を特定する。
- (4) 評価基準
評価項目及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

評価項目（評価対象）	配点
①事業の理解度（企画提案書）	10
②実施スケジュール及び実施体制（企画提案書）	10

③ 3次元プラットフォームに関する提案（企画提案書）	15	
④ 点群データ活用に関する提案（企画提案書）	10	
⑤ コンサルティングに関する提案（企画提案書）	10	
⑥ 3次元空間利活用に関する提案（企画提案書）	10	
⑦ 実証に関する提案（企画提案書）	10	
⑧ 今後の発展性に関する提案（企画提案書）	10	
⑨ 業務実績（企画提案書）	10	
⑩ 見積額（業務見積書）	5	
	合計点	100

同一点数により1者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「③ 3次元プラットフォームに関する提案」、「④ 点群データ活用に関する提案」、「⑤ コンサルティングに関する提案」、「⑥ 3次元空間利活用に関する提案」の合計点数が最も高い提案者を優先交渉権者（最優秀提案者）として特定する。

- (5) 業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」は、各選定委員の評価満点のうち6割以上あることとし、これに満たない提案者は優先交渉権者（最優秀提案者）として特定しない。

13 選定結果の通知及び選定結果の公表等

- (1) 優先交渉権者を選定の後、参加者全員に対して、選定又は非選定の別と当該事業者の総合点の結果通知を行う。
- (2) ホームページで選定結果について公表する。また、公表する内容は以下のとおりとする。
 - ① 優先交渉権者の名称、総合得点及び選定理由
 - ② ①以外の参加者の名称及び総合得点

※①以外の参加者の名称は五十音順で表記し、総合得点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

14 無効となる参加表明書又は技術提案書等

参加表明書又は企画提案書等が、次に掲げる事項に該当する場合は無効となる場合がある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部記載されておらず評価することができないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの

15 失格となる提案者

提案者が、次に掲げる事項に該当する場合は失格となる場合がある。

- (1) 本実施要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) プレゼンテーション時に管理技術予定者が欠席した場合
- (3) プレゼンテーション時に追加資料等を提出した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が不適格と認めた場合

16 契約の締結

- (1) プロポーザルの優先交渉者（最優秀提案者）に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に委託者と協議し、協議が整った時点で、随意契約により契約を締結する。
- (2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。
- (3) 上記（1）及び（2）により、提案上限額を超えない範囲で契約予定金額の調整を行うことがある。
- (4) 辞退その他の理由で契約が出来なくなった場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。
- (5) 契約に用いる約款は、玉名市公共工事業務委託契約約款を使用する。
- (6) 参加者が1社のみの場合でもプレゼンテーションを行い、業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」である出席した選定委員全員が、合計点満点のうち6割以上を取得すれば、当該者と契約交渉を行う。

17 その他

- (1) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権、利用権については、市に帰属するものとする。
- (2) 本要領に示した書類のほかに選定委員会が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (3) 本プロポーザルの結果等に関する異議申立ては認めない。
- (4) この実施要領に定めのない事項については、選定委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。

17 問い合わせ先

玉名市役所建設部都市整備課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

TEL（直通） 0968-75-1122

Fax 0968-75-1221

メールアドレス toshi@city.tamana.lg.jp